

このようなことがあった場合には、**学年生活指導担当** の先生に報告してください。

○ Aは、授業中にBから「こんな問題も分からないの」と言われ、悲しそうな表情をしていた。

冗談だったのかな？



○ 口数の少ないAは、Bから「もっと積極的に友達と話した方がいいよ」と言われた。Aは、Bに「ありがとう」と言ったがその後泣いていた。

アドバイスをしただけかな？



○ Aが、SNS上でBからいじめられていると訴え、Bも同様の話をしたため、SNS上の書き込みを確認したところ、お互いに悪口を言い合っていた。

ただの口げんかかな？



○ 「A、B、Cのプロレスごっこが過激になっていて、Aは2人にやられている」との報告があったため、Aに確認したところ「大丈夫です」と答えた。

ただのじゃれあいかな？



Point

報告

「ただのじゃれあいかな？」などと思うようなことであっても、いじめの疑いがあるものとして、いじめ対応委員会に報告してください。**いじめか否かの判断は、いじめ対応委員会が行います。担任等(発見者)が一人で判断せずに、「気づき」を共有することが大切です。**

生徒指導部長等

報告

管理職

招集

いじめ対応委員会(学校いじめ対策組織)

メンバー：校長 教頭 主幹 教務主任 学年主任
生徒指導部長 教育相談担当
HR担任 養護教諭 部活動担当
SC SSW 等

いじめ対応委員会の対応(調査等)

- ◇ 情報の共有
- ◇ 関係児童生徒に対するアンケート調査
- ◇ 関係児童生徒に対する聴き取り調査
- ◇ 保護者との連携(説明・提案等)
- ◇ 対応方針及び調査方法の検討・決定

いじめと判断

- ◇ 関係児童生徒に対する指導・支援計画や関係教職員の役割分担の決定
- ◇ 関係児童生徒に対する指導・支援体制の構築、指導・支援の実施
- ◇ 関係児童生徒及び保護者に対する調査結果及び指導・支援方針等の説明

いじめの事実が
確認できなかった

- ◇ 関係児童生徒及び保護者に対する調査結果及び今後の見守りの実施等の説明

Point

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

定義には3つの要素が含まれます。

- ① 行為をした者(A)と行為の対象となった者(B)の間に一定の人的関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること